

# 農業信用保証保険制度のご案内

農業信用保証保険制度は、農業者等の方々の信用を補完し、経営改善等に必要な資金の円滑な調達を支援する制度です。本制度を有効にご活用下さい。



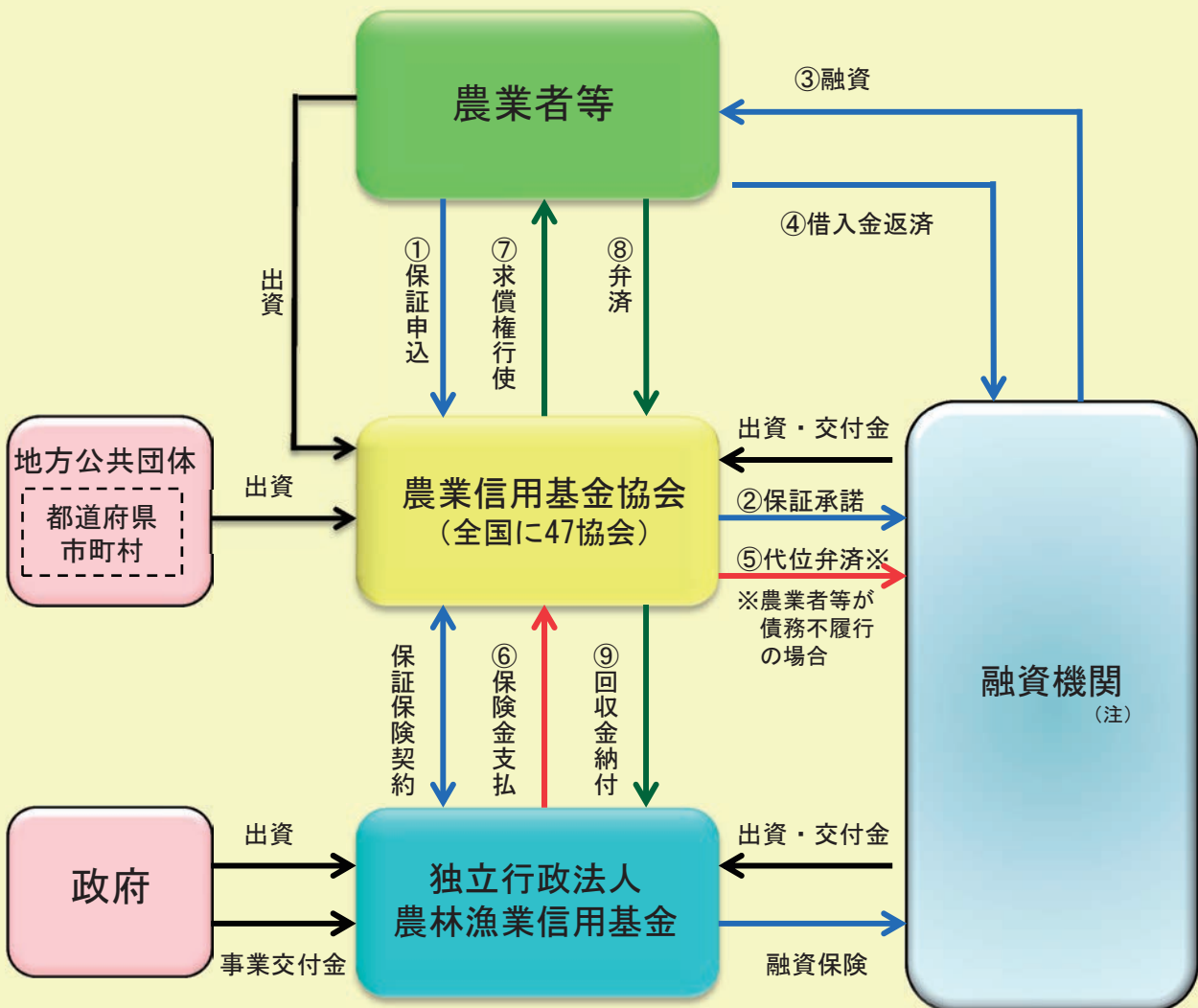
# 農業信用保証保険制度の概要

農業者等の信用力を補完し必要とする資金が円滑に供給されることにより、農業経営の改善、農業の振興に資するようになるため、農業信用保証保険制度が設けられています。

具体的には、全国の農業信用基金協会（略称「基金協会」）が、融資機関から資金の貸付けを受ける農業者等の債務を保証し、この保証について独立行政法人農林漁業信用基金（略称「信用基金」）が行う保証保険により補完する仕組みとなっています。

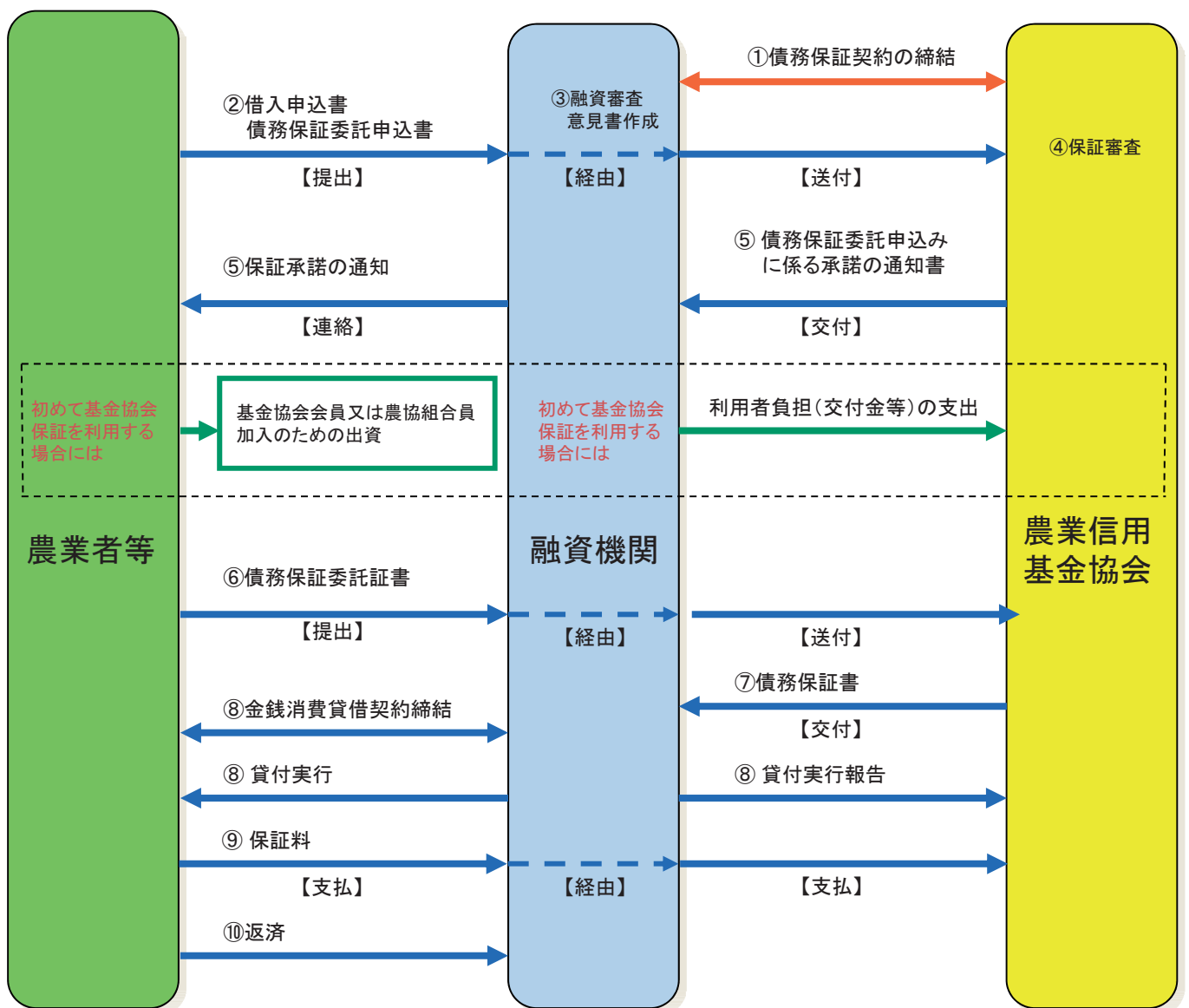
また、信用基金は、融資機関の大口貸付等について直接保険引受をする融資保険も行っています。

農業信用保証保険制度のしくみ



(注) 融資機関は、農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、(株)商工組合中央金庫、信用金庫及び信用金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会です。

# 農業信用基金協会の債務保証の利用手続き



- ① 基金協会は、保証業務を運営するために必要な事項について、融資機関とあらかじめ基本契約（「債務保証契約」という。）を締結します。
- ② 農業者等は、借入の申込みの際に、融資機関を通じ「債務保証委託申込書」を提出します。
- ③ 融資機関は、「債務保証委託申込書」に、意見書を添付して、基金協会に送付します。
- ④ 基金協会は、委託申込書を受理後すみやかに審査し、また必要に応じて実地に調査をします。
- ⑤ 基金協会は、保証の承諾を決定した時は、融資機関に承諾の通知書を交付するとともに、申込みのあった農業者等に承諾の通知をします。承諾しない場合も、その旨、融資機関と農業者等に通知します。
- ⑥ 農業者等が、保証付融資を受けようとするときは、「債務保証委託証書」を基金協会に提出します。
- ⑦ 基金協会は、農業者等から「債務保証委託証書」を受理したときは、「債務保証書」を融資機関に交付します。
- ⑧ 融資機関は、農業者等と金銭消費貸借契約を締結し、「債務保証書」に基づいて、融資を行います。融資をした際、基金協会にその旨を通知します。
- ⑨ 農業者等は、基金協会に保証料を支払います。
- ⑩ 農業者等は返済条件に基づき、融資機関に借入金を返済します。

# 農業信用基金協会の債務保証の対象者

## 保証の対象者

基金協会の債務保証の対象となる方は、農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営む者及び農業に従事する者、その他農業を営む者及び農業に従事する者が組織する法人等です。

農業を営む者については、個人、法人、任意団体のいずれであっても該当します。

また、農業に従事する者には、農地を所有せず、また、農業経営は行っていないものの、農業を営む者に雇用されている方や委託を受けて農作業を行う方も該当します。



## 基金協会の保証の利用にあたって

基金協会の債務保証を利用するには、基金協会の会員であることが必要です。

基金協会の会員になるためには、1口（1万円）以上の出資が必要となります。なお、具体的な出資の額については、債務保証を受けようとする借入金の額により異なりますので、ご利用される基金協会にご相談ください。



## 融資機関の負担

農業者等の方々への融資について、基金協会の債務保証を利用する融資機関には、利用量に応じて利用者負担金等を支払っていただくこととなります。この利用者負担金等は、各基金協会において基準が定められています。

また、これとは別に、代位弁済事故等のリスクに応じた拠出金制度が設けられている資金については、これを負担する必要があります。

詳しくは、ご利用される基金協会にご確認ください。



# 農業信用基金協会の債務保証の対象資金

## 保証の対象資金

基金協会は、農業者等の方々が、経営規模の拡大等に利用される農業近代化資金や新規作物を導入する場合等に利用される農業改良資金等の制度資金（下記の1～7）や、農業者等の方々の様々なニーズに応じた資金（下記の8）についても債務保証の対象資金にしています。

農業信用保証保険法等で、次の資金が対象資金とされています。

1. 農業近代化資金
2. 農業改良資金
3. 就農支援資金
4. 農業経営改善促進資金
5. 農業経営負担軽減支援資金
6. 畜産特別資金
7. 畜産経営維持安定特別対策に係る資金
8. 農業者等が必要とする事業資金等

なお、負債整理資金（制度資金で認められたものを除く）は、原則として、基金協会の保証はご利用できませんので、ご留意願います。詳しくは、ご利用される基金協会にご確認ください。





# 農業信用基金協会の債務保証の限度額及び保証の範囲

## 保証の限度額

基金協会は、業務方法書で1被保証者についての保証金額の最高限度（「1被保証者最高限度額」といいます。）を定めています。

(1) 特定資金（※1）

当該資金の定める貸付限度額

(2) 特定資金以外

① 個人 3,000万円

② 個人以外の者のうち農業を営む者及び農業に従事する者 5,000万円

③ ①及び②以外の者 15,000万円【注】

【注】ご利用される基金協会にご確認ください。

### ※1 特定資金とは

農業近代化資金、農業改良資金、就農支援資金、農業経営改善促進資金、農業経営負担軽減支援資金及び畜産特別資金等の国の制度資金が該当します。

## 保証の範囲

基金協会は、業務方法書で、基金協会が保証する債務の範囲を定めています。

借入金の元本、利息及びその債務の不履行による遅延損害金の合計額の100%以内と規定されています。

なお、保証の範囲は、各資金毎等によって異なりますので、ご利用される基金協会にご確認ください。



# 農業信用基金協会の債務保証の保証料及び担保・保証人

## 保証料

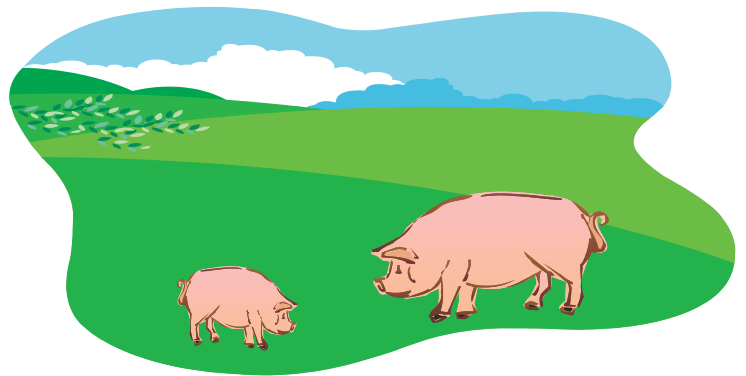
基金協会は、債務保証のリスクに備えるためのコストとして、被保証者である農業者等の方々から保証料をいただいています。

保証料率は、業務方法書で、

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| ① 農業近代化資金及び農業改良資金   | 年 1.00%以内 |
| ② 就農支援資金            | 年 0.50%以内 |
| ③ ①及び②を除く特定資金       | 年 2.00%以内 |
| ④ 特定資金以外の資金（プロパー資金） | 年 2.00%以内 |

と定められています。

なお、具体的な保証料率は、ご利用される基金協会にご確認ください。



## 担保・保証人

基金協会の設立目的及び制度資金の目的、趣旨等を踏まえ、農業者等の信用補完に資するため、担保・保証人の徴求の軽減に努めています。

例えば、農業近代化資金、農業改良資金等の殆どの特定資金にあつては、個人 1,800万円、法人 3,600万円（いずれも認定農業者（※2）の場合）まで無担保・無保証人で保証（融資対象物件以外の担保や同一経営の範囲内の保証人以外の保証人（第三者保証人）を徴求しない保証）を行っています。詳しい内容は、ご利用される基金協会にご確認ください。

また、無担保・無保証人保証の限度額を超過する場合等は、債権保全措置が形式的・慣行的にならないよう担保・保証人の徴求の弾力化に努めています。

### ※2 認定農業者とは

農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者をいいます。

# 農業信用保証保険制度に関するQ&A

1

**Q** 株式会社であっても、基金協会の債務保証の対象である「農業者等」に該当しますか。

**A** 農業信用保証保険法第2条第1項第1号の「農業を営む者及び農業に従事する者」は、個人、法人を問いません。また、法人の形態についても制約はありません。

このため、株式会社であっても、継続して農業（農業経営又は農業従事）を行うという実態を伴っている場合には、「農業者等」に該当することになります。

2

**Q** 建設会社が、農業を営む者から委託を受けた田畑を耕起するためトラクターを購入する場合、その借入金に対する債務保証はどこに依頼すればよいですか。

**A** 農業を営む者の委託を受けて行う田畑の耕起は、農作業の一部であり、これを行う建設会社は「農業に従事する者」に該当しますので、そのトラクター購入のための借入金については、基金協会の債務保証の対象となります。

また、これまで建設業者として信用保証協会の債務保証を受けていた方が、新たに農作業受託を行う場合に保証を受ける際には、適切な資金供給が行われるよう信用保証協会と基金協会は、連携して相談に応じることとしています。

（注）農作業の委託範囲は、耕起、土地改良、田植、種蒔、除草、収穫、乾燥、調製等の一部の委託、全部の委託いずれも該当します。





**Q** 観光業者が遊園地に隣接する農地を新たに借り上げて行う「イチゴ農園」の設置・運営に必要な借入金に対する債務保証は、どこに依頼すればよいのですか。

**A** 来場者に販売する目的で行うイチゴの生産は、農業に該当しますので、その生産に必要な農機具、貯蔵施設、借地料、種苗代、肥料代、労賃等の支払に要する借入金については、基金協会の債務保証の対象となります。

なお、「イチゴ農園」のうち、観光業として扱われる部分の借入金については、信用保証協会の債務保証の対象として取り扱うことも可能です。

どちらに依頼すればよいか迷うような場合には、信用保証協会と基金協会は連携して相談に応じますので、いずれかの協会へご相談下さい。



**Q** レストラン経営者が、農地を借り上げて行う野菜・畜産物等の食材生産に必要な借入金に対する債務保証は、どこに依頼すればよいのですか。

**A** レストランの来客に提供するための食材となる農産物の生産は、農業に該当しますので、その生産に必要な農機具、生産施設、借地料、種苗代、肥料代、労賃等の支払に要する借入金については、基金協会の債務保証の対象となります。

また、レストラン経営における運転資金に要する借入金については、信用保証協会の債務保証の対象となります。

どちらに依頼すればよいか迷うような場合には、信用保証協会と基金協会は連携して相談に応じますので、いずれかの協会へご相談下さい。

**Q** 株式会社日本政策金融公庫が保険対象とする農業関連事業に対する融資はどのようなものですか。

**A** 中小企業信用保険制度上、農業は対象外となっていますが、加工施設等を整備して行われる事業で、製造加工業に整理されるものは対象となっています。

### 製造加工業に整理されるものの具体例

- ・ 茶作農業（製造加工設備を有し、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る。）
- ・ もやし栽培農業（製造加工設備を有しているものに限る。）
- ・ 蚕種製造業（製造加工設備を有しているもの）
- ・ 蚕種製造請負業（製造加工設備を有しているもの）
- ・ きのを生産する事業（作業所内において工場的生産設備をもって行う菌床栽培方式によるきのこの生産）
- ・ かいわれ大根を生産する事業（作業所内において工場的生産設備をもって行う苗床栽培方式によるかいわれ大根の生産）
- ・ ふ卵業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行うものに限る。）

**Q** 農協の組合員ではない農業者等の方が、農協以外の融資機関（銀行、商工中金、信用金庫及び信用金庫連合会又は信用協同組合及び信用協同組合連合会）から借り入れる際の基金協会の債務保証の手続きはどのようなのですか。

**A** 農協の組合員でなくても、また、融資機関が農協でなくても、農業に関する融資であれば、基金協会の債務保証の対象になります。

このような場合の手続きは以下のとおりとなっています。

- ① 基金協会の債務保証を希望する農業者等の方は、基金協会の会員になる必要があります。会員になるためには、基金協会が定めるところにより、1口（1万円）以上の出資をしていただく必要があります。
- ② 融資機関と基金協会は、保証申込みに先立ち、債務保証契約を結びます。
- ③ なお、基金協会の債務保証の最高限度額は、自己リスク保証残高で基金の20倍（保証倍率）前後と定められておりますので、債務保証の利用者である農業者等被保証者の方と、その融資を行う融資機関とで、保証利用額に応じた負担（出資金等）をしていただく仕組みとなっています。

**Q** 基金協会の保証案件か、信用保証協会の保証案件か迷ったときはどうしたらよいですか。

**A** 近年、建設業、加工業、流通業等を行う方が、農業に参入するケースも見受けられ、従前、信用保証協会を利用してこられた方が、基金協会を利用することも想定されます。

このような場合においても、資金を必要とする方への信用補完が適切に行われ、円滑な融通が図られるよう、信用保証協会と基金協会とが、連絡・調整を図りながら対応していくこととしていますので、お近くのいずれかの協会にご相談下さい。

また、農業信用保証保険制度に関するお問い合わせは、基金協会のほか、農林水産省経営局金融調整課においてもお受けしております。

# 相談窓口のご案内

## 農業信用基金協会窓口一覧

		住 所	電話番号
北海道農業信用基金協会	〒060-0004	札幌市中央区北四条西1丁目1番地 北農ビル14階	011-232-6085
青森県農業信用基金協会	〒030-0847	青森市東大野2丁目1番地15	017-762-2751
岩手県農業信用基金協会	〒020-0022	盛岡市大通1丁目2番1号 産業会館2階	019-626-8564
宮城県農業信用基金協会	〒980-0011	仙台市青葉区上杉1丁目2番16号 JAビル宮城6階	022-264-8661
秋田県農業信用基金協会	〒010-0976	秋田市八橋南2丁目10番16号	018-864-2394
山形県農業信用基金協会	〒990-0042	山形市七日町3丁目1番16号 山形県JAビル6階	023-634-8272
福島県農業信用基金協会	〒960-0231	福島市飯坂町平野字三枚長1番地1	024-554-3225
茨城県農業信用基金協会	〒310-0022	水戸市梅香1丁目1番4号	029-232-2290
栃木県農業信用基金協会	〒320-0033	宇都宮市本町12番11号	028-626-2350
群馬県農業信用基金協会	〒379-2147	前橋市亀里町1310番地	027-220-2167
埼玉県農業信用基金協会	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号	048-829-3455
千葉県農業信用基金協会	〒260-0031	千葉市中央区新千葉3丁目2番6号	043-245-7470
東京都農業信用基金協会	〒190-0023	立川市柴崎町3丁目5番24号 JA東京第2ビル4階	042-528-1364
神奈川県農業信用基金協会	〒243-0013	厚木市泉町3番13号 厚木駅前農協会館2階	046-226-5191
山梨県農業信用基金協会	〒400-8530	甲府市飯田1丁目1番20号	055-223-3601
長野県農業信用基金協会	〒380-0826	長野市大字南長野北石堂町1177番地3 JA長野県ビル10階	026-236-2412
新潟県農業信用基金協会	〒951-8116	新潟市中央区東中通1番町189番地3 JA新潟ビル7階	025-230-2411
富山県農業信用基金協会	〒930-0006	富山市新総曲輪2番21号	076-445-2322
石川県農業信用基金協会	〒920-0383	金沢市古府1丁目220番地	076-240-5584
福井県農業信用基金協会	〒910-0005	福井市大手3丁目2番18号	0776-27-8295
岐阜県農業信用基金協会	〒500-8367	岐阜市宇佐南4丁目13番1号	058-276-5253
静岡県農業信用基金協会	〒422-8691	静岡市駿河区南町14番25号 エスパティオ4階	054-284-9872
愛知県農業信用基金協会	〒465-8502	名古屋市名東区社口2丁目301番地	052-715-5177
三重県農業信用基金協会	〒514-0006	津市広明町122番地の1	059-229-9211
滋賀県農業信用基金協会	〒520-0807	大津市松本1丁目2番20号 滋賀県農業教育情報センター5階	077-521-1722
京都府農業信用基金協会	〒601-8585	京都市南区東九条西山王町1番地 京都JA会館内	075-681-4527
大阪府農業信用基金協会	〒541-0043	大阪市中央区高麗橋3丁目3番7号 JA大阪センタービル9階	06-6204-3626
兵庫県農業信用基金協会	〒650-0024	神戸市中央区海岸通1番地	078-333-5855
奈良県農業信用基金協会	〒630-8131	奈良市大森町57番地の3 奈良県農協会館内	0742-27-4180
和歌山県農業信用基金協会	〒642-0002	海南市日方1520番地	073-499-5790
鳥取県農業信用基金協会	〒680-0833	鳥取市末広温泉町723番地	0857-23-0154
島根県農業信用基金協会	〒690-0887	松江市殿町19番地1	0852-31-3628
岡山県農業信用基金協会	〒700-0826	岡山市北区磨屋町9番18の401号	086-232-2382
広島県農業信用基金協会	〒730-0051	広島市中区大手町4丁目7番3号	082-247-4257
山口県農業信用基金協会	〒754-0002	山口市小郡下郷2139番地	083-973-3290
徳島県農業信用基金協会	〒770-0011	徳島市北佐古一番町5番12号	088-634-2653
香川県農業信用基金協会	〒760-0023	高松市寿町1丁目3番6号	087-825-0281
愛媛県農業信用基金協会	〒790-8555	松山市南堀端町2番地3	089-948-5677
高知県農業信用基金協会	〒780-8511	高知市北御座2番27号	088-802-8045
福岡県農業信用基金協会	〒810-0001	福岡市中央区天神4丁目10番12号 JA福岡県会館5階	092-711-3840
佐賀県農業信用基金協会	〒840-0803	佐賀市栄町2番1号	0952-25-5301
長崎県農業信用基金協会	〒850-0862	長崎市出島町1番20号	095-820-2081
熊本県農業信用基金協会	〒860-0842	熊本市中央区南千反畑町2番3号	096-328-1270
大分県農業信用基金協会	〒870-0044	大分市舞鶴町1丁目4番15号 農業会館5階	097-538-6456
宮崎県農業信用基金協会	〒880-0032	宮崎市霧島1丁目1番地1 JAビル2階	0985-31-2241
鹿児島県農業信用基金協会	〒890-0064	鹿児島市鴨池新町15番地 JA鹿児島県会館7階	099-258-5635
沖縄県農業信用基金協会	〒900-0023	那覇市楚辺2丁目33番18号	098-831-5321

## 独立行政法人農林漁業信用基金窓口

独立行政法人農林漁業信用基金 農業管理室	〒101-8506	東京都千代田区内神田1丁目1番12号 コープビル5階	03-3294-4483
-------------------------	-----------	----------------------------	--------------

## 農林水産省担当窓口

農林水産省経営局金融調整課	〒100-8950	東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番1号 農林水産省5階	03-6744-2171
---------------	-----------	---------------------------	--------------